

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
個人所得課税 (所得税・住民税)	I. 定額減税	<p>1. 所得税・個人住民税の定額減税</p> <p>【国 税】</p> <p>令和6年分の所得税につき定額による所得税額の特別控除を次により実施する。</p> <p>(1) 居住者の所得税額から、特別控除の額を控除する。ただし、その者の令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である場合に限る。</p> <p>(2) 特別控除の額は、次の金額の合計額とする。ただし、その合計額がその者の所得税額を超える場合には、所得税額を限度とする。</p> <p>① 本人 3万円</p> <p>② 同一生計配偶者又は扶養親族(居住者に該当する者に限る。以下「同一生計配偶者等」という。) 1人につき 3万円</p> <p>(3) 特別控除の実施方法は、次による。</p> <p>① 給与所得者に係る特別控除の額の控除</p> <p>イ. 令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与等(賞与を含むものとし、給与所得者の扶養控除等申告書の提出の際に経由した給与等の支払者が支払うものに限る。)につき源泉徴収をされるべき所得税の額(以下「控除前源泉徴収税額」という。)から特別控除の額に相当する金額(当該金額が控除前源泉徴収税額を超える場合には、当該控除前源泉徴収税額に相当する金額)を控除する。</p> <p>ロ. 特別控除の額に相当する金額のうち、上記イ及びここに定めるところにより控除をしてもなお控除しきれない部分の金額は、以後令和6年中に支払われる当該給与等(同年において最後に支払われるものを除く。)に係る控除前源泉徴収税額から、順次控除する。</p> <p>(注1) 上記イ及びロにより控除する同一生計配偶者等に係る特別控除の額は、原則として源泉控除対象配偶者で合計所得金額が48万円以下である者又は扶養親族で居住者に該当する者について算出する。</p> <p>(注2) 源泉徴収の際の上記イ及びロによる控除は、現行の源泉徴収をされるべき額から行う。</p> <p>(注3) 上記イ及びロについて、給与所得者の扶養控除等申告書に記載した事項の異動等により特別控除の額に異動が生ずる場合には、年末調整により調整する。</p> <p>ハ. 上記イ及びロにより控除された後の所得税額をもって、それぞれの給与等につき源泉徴収をされるべき所得税の額とする。</p> <p>ニ. 令和6年分の年末調整の際に、年税額から特別控除の額を控除する。</p> <p>ホ. 上記イ及びニによる控除について、給与等の支払者が同一生計配偶者等を把握するための措置を講ずる。</p> <p>ヘ. 上記イの給与等の支払者は、上記イ又はロによる控除をした場合には、支払明細書に控除した額を記載することとする。</p> <p>ト. 上記イの給与等の支払者は、源泉徴収票の摘要の欄に控除した額等を記載することとする。</p> <p>② 公的年金等を受給者に係る特別控除の額の控除</p> <p>イ. 令和6年6月1日以後最初に厚生労働大臣等から支払を受ける公的年金等(確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金等を除く。)につき源泉徴収をされるべき所得税の額について、上記①イからハまで(上記①ロ(注3)を除く。)に準じた取扱いとする。</p> <p>(注) 上記イについて、公的年金等を受給者の扶養親族等申告書に記載した事項の異動等により特別控除の額に異動が生ずる場合には、確定申告により調整する。</p> <p>ロ. 上記イの公的年金等の支払者は、源泉徴収票の摘要の欄に控除した額等を記載することとする。</p> <p>③ 事業所得者等に係る特別控除の額の控除</p> <p>イ. 令和6年分の所得税に係る第1期分予定納税額(7月)から本人分に係る特別控除の額に相当する金額を控除する。</p> <p>ロ. 特別控除の額に相当する金額のうち、第1期分予定納税額から控除をしてもなお控除しきれない部分の金額は、第2期分予定納税額(11月)から控除する。</p> <p>(注) 予定納税に係る上記イ及びロによる控除は、現行の納付すべき額から行う。</p> <p>ハ. 予定納税額の減額承認申請により、第1期分予定納税額及び第2期分予定納税額について、同一生計配偶者等に係る特別控除の額に相当する金額の控除の適用を受けることができることとする。</p>	<p>☆今回の特別控除の緊要性に鑑み、これを円滑かつ早急に実施するため財務省・国税庁は直ちに必要な準備作業に着手すること。具体的には、源泉徴収義務者が早期に準備に着手できるよう、財務省・国税庁は、法案の国会提出前であっても制度の詳細についてできる限り早急に公表するとともに、源泉徴収義務者向けのパンフレットの作成等広報活動を開始し、給付金担当を含む関係省庁や地方公共団体ともよく連携しながら制度の趣旨・内容等について丁寧な周知広報を行うこと。</p> <p>◆資料参照</p>

税目	内容	細目	適用時期
<p>個人所得課税 (所得税・住民税)</p>	<p>I. 定額減税(続)</p>	<p>ニ. 上記ハの措置に伴い令和6年分の所得税に係る第1期分予定納税額の納期を令和6年7月1日～9月30日までの期間(現行:同年7月1日～同月31日までの期間)とするとともに、同年6月30日の現況に係る予定納税額の減額承認申請期限を同年7月31日(現行:同月15日)とする。</p> <p>ホ. 令和6年分の所得税に係る確定申告書を提出する事業所得者等は、その提出の際に所得税額から特別控除の額を控除する。</p> <p>(4) その他所要の措置を講ずる。</p> <hr/> <p>【地方税】</p> <p>令和6年度分の個人住民税につき、定額による所得割の額の特別控除を次により実施する。</p> <p>(1) 納税義務者の所得割の額から特別控除の額を控除する。ただし、その者の令和6年度分の個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円以下である場合に限る。</p> <p>(2) 特別控除の額は次の金額の合計額とする。ただし、その合計額がその者の所得割の額を超える場合には、所得割の額を限度とする。</p> <p>① 本人 1万円</p> <p>② 控除対象配偶者又は扶養親族(国外居住者を除く。) 1人につき 1万円 (注)控除対象配偶者を除く同一生計配偶者(国外居住者を除く。)については令和7年度分の所得割の額から1万円を控除する。</p> <p>(3) 特別控除の実施方法は次による。</p> <p>① 給与所得に係る特別徴収の場合</p> <p>イ. 特別徴収義務者は令和6年6月に給与の支払をする際は特別徴収を行わず、特別控除の額を控除した後の個人住民税の額の11分の1の額を令和6年7月から令和7年5月まで、それぞれの給与の支払をする際、毎月徴収する。</p> <p>ロ. 地方公共団体は令和6年度分の給与所得に係る個人住民税の特別徴収税額通知(納税義務者用)に控除した額等を記載することとする。</p> <p>ハ. 特別徴収義務者は令和6年分の給与支払報告書の摘要欄に所得税額から控除した額等を記載することとする。</p> <p>② 公的年金等に係る所得に係る特別徴収の場合</p> <p>イ. 令和6年10月1日以後最初に厚生労働大臣等から支払を受ける公的年金等につき特別徴収をされるべき個人住民税の額(以下「各月分特別徴収税額」という。)から特別控除の額に相当する金額(当該金額が各月分特別徴収税額を超える場合には、当該各月分特別徴収税額に相当する金額)を控除する。</p> <p>ロ. 特別控除の額に相当する金額のうち、上記イ及びここに定めるところにより控除をしてもなお控除しきれない部分の金額は、以後令和6年度中に特別徴収される各月分特別徴収税額から順次控除する。</p> <p>ハ. 地方公共団体は、令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人住民税の税額決定通知書に控除した額等を記載することとする。</p> <p>ニ. 特別徴収義務者は令和6年分の公的年金等支払報告書の摘要欄に所得税額から控除した額等を記載することとする。</p> <p>③ 普通徴収の場合</p> <p>イ. 令和6年度分の個人住民税に係る第1期分の納付額から特別控除の額に相当する金額(当該金額が第1期分の納付額を超える場合には、当該第1期分の納付額に相当する金額)を控除する。</p> <p>ロ. 特別控除の額に相当する金額のうち、上記イ及びここに定めるところにより控除をしてもなお控除しきれない部分の金額は、第2期分以降の納付額から、順次控除する。</p> <p>ハ. 地方公共団体は、令和6年度分の個人住民税の税額決定通知書に控除した額等を記載することとする。</p> <p>(4) 道府県民税及び市町村民税における特別控除の額は以下のとおりとする。</p> <p>① 道府県民税における特別控除の額は、特別控除の額に、その者の道府県民税所得割の額をその者の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額とする。 (注)上記の「道府県民税所得割の額」とは、特別控除の額を控除する前の道府県民税所得割の額をいい、上記の「市町村民税所得割の額」とは、特別控除の額を控除する前の市町村民税所得割の額をいう。</p> <p>② 市町村民税における特別控除の額は、特別控除の額から道府県民税における特別控除の額を控除して得た金額とする。</p>	<p>☆今回の特別控除の緊要性に鑑み、これを円滑かつ早急に実施するため、総務省は直ちに必要な準備作業に着手すること。具体的には、地方公共団体や特別徴収義務者が早期に準備に着手できるように、法案の国会提出前であっても、制度の詳細についてできる限り早急に公表するとともに、関係省庁ともよく連携しながら、制度の趣旨・内容等について、丁寧な周知広報を行うこと。</p> <p>◆資料参照</p>

税目	内容	細目	適用時期							
個人所得課税 (所得税・住民税)	I. 定額減税 (続)	(5)特別控除の額は、他の税額控除の額を控除した後の所得割の額から控除することとする。 (6)以下の額の算定の基礎となる令和6年度分の所得割の額は、特別控除の額を控除する前の所得割の額とする。 ① 都道府県又は市区町村に対する寄附金税額控除(ふるさと納税)の特例控除額の控除上限額 ② 公的年金等に係る所得に係る仮特別徴収税額 (7)特別控除による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。 (8)その他所要の措置を講ずる。								
	II. 金融・証券税制	【国 税・地方税】 1. ストックオプション税制の拡充・見直し 2. エンジェル税制等の拡充・見直し 3. NISA 4. その他 ※いずれも省略	◆資料7頁参照							
	III. 子育て支援に関する政策税制	【国 税】 1. 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除 (1)個人で、年齢 40 歳未満であって配偶者を有する者、年齢40歳以上であって年齢 40 歳未満の配偶者を有する者又は年齢 19 歳未満の扶養親族を有する者(以下「子育て特例対象個人」という。)が、認定住宅等の新築若しくは認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得又は買取再販認定住宅等の取得(以下「認定住宅等の新築等」という。)をして令和6年1月1日から同年 12 月 31 日までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額(借入限度額)を次のとおりとして本特例の適用ができることとする。 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>住宅の区分</th> <th>借入限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定住宅</td> <td>5,000万円</td> </tr> <tr> <td>ZEH水準省エネ住宅</td> <td>4,500万円</td> </tr> <tr> <td>省エネ基準適合住宅</td> <td>4,000万円</td> </tr> </tbody> </table> (2)認定住宅等の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得に係る床面積要件の緩和措置について、令和6年 12 月 31 日以前に建築確認を受けた家屋についても適用できることとする。 (3)その他所要の措置を講ずる。 (注1) 「認定住宅等」とは、認定住宅、ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅をいい、「認定住宅」とは、認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅をいう。以下同じ。 (注2) 「買取再販認定住宅等」とは、認定住宅等である既存住宅のうち宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われたものをいう。 (注3) 上記(1)及び(2)について、その他の要件等は、現行の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除と同様とする。 2. 東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例・・・(省略) 3. 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除 子育て特例対象個人が、その者の所有する居住用の家屋について一定の子育て対応改修工事をして、当該居住用の家屋を令和6年4月1日から同年 12 月 31 日までの間に居住の用に供した場合を適用対象に追加し、その子育て対応改修工事に係る標準的な工事費用相当額(250万円を限度)の10%に相当する金額をその年分の所得税の額から控除できることとする。 (注1) 上記の「一定の子育て対応改修工事」とは、①住宅内における子どもの事故を防止するための工事、②対面式キッチンへの交換工事、③開口部の防犯性を高める工事、④収納設備を増設する工事、⑤開口部・界壁・床の防音性を高める工事、⑥間取り変更工事(一定のものに限る。)であって、その工事に係る標準的な工事費用相当額(補助金等の交付がある場合には、当該補助金等の額を控除した後の金額)が 50 万円を超えること等一定の要件を満たすものをいう。	住宅の区分	借入限度額	認定住宅	5,000万円	ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	省エネ基準適合住宅	4,000万円
住宅の区分	借入限度額									
認定住宅	5,000万円									
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円									
省エネ基準適合住宅	4,000万円									

税目	内容	細目	適用時期
<p>個人所得課税 (所得税・住民税)</p>	<p>Ⅲ 子育て支援に関する政策税制(続)</p>	<p>(注2) 上記の「標準的な工事費用相当額」とは、子育て対応改修工事の種類ごとに標準的な工事費用の額として定められた金額に当該子育て対応改修工事を行った箇所数等を乗じて計算した金額をいう。 (注3) 上記の税額控除は、その年分の合計所得金額が2,000万円を超える場合には適用しない。 (注4) その他の要件等は、既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除と同様とする。</p> <p>【地方税】 個人住民税について、所得税における(1)及び(2)の見直しに伴い、所要の措置を講ずる。 この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。</p>	
	<p>Ⅳ 土地・住宅税制</p>	<p>1. 収用交換等の場合の譲渡所得の5,000万円特別控除等 ① 適用対象に、土地収用法に規定する事業の施行者が行う当該事業の施行に伴う漁港水面施設運営権の消滅により補償金を取得する場合及び地方公共団体が漁港及び漁場の整備等に関する法律の規定に基づき公益上やむを得ない必要が生じたときに行う漁港水面施設運営権の取消しに伴う資産の消滅等により補償金を取得する場合を加える。 ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の就労移行支援の用に供する土地等について、所要の法令改正を前提に、引き続き収用交換等の場合の譲渡所得の5,000万円特別控除等に係る簡易証明制度の対象とする。</p> <p>2. 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の特別控除 都市緑地法等の改正を前提に、特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除について、次の措置を講ずる。 ① 適用対象に都市緑地法に規定する特別緑地保全地区内の土地等が同法の規定により都市緑化支援機構(仮称)(一定のものに限る。)に買い取られる場合を加えるとともに、適用対象から特別緑地保全地区内の土地等が同法の規定により緑地保全・緑化推進法人に買い取られる場合を除外する。 ② 適用対象に古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に規定する歴史的風土特別保存地区内の土地等が同法の規定により都市緑化支援機構(仮称)(一定のものに限る。)に買い取られる場合を加える。</p> <p>3. 特定民間住宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合の特別控除 特定の民間住宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除の適用期限を3年延長する。</p> <p>4. 特定居住用財産の買換え等の特例 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例並びに特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を2年延長する。 (注) 譲渡損失の繰越等は地方税も同様とする。</p> <p>5. 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等 次の措置を講ずる。 ① 本特例の適用期限を2年延長する(地方税も同様とする)。 ② 所要の経過措置を講じた上、本特例の適用を受けようとする個人が買換資産の住宅借入金等に係る債権者に対して住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等調書制度の適用申請書の提出をしている場合には、住宅借入金等の残高証明書の確定申告書等への添付を不要とする。</p> <p>6. 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除 適用期限を2年延長する。</p> <p>7. 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除 次の措置を講じた上、その適用期限を2年延長する。 ① 本税額控除の適用対象者の合計所得金額要件を2,000万円以下(現行:3,000万円以下)に引き下げる。</p>	<p>※左記②の改正は令和6年1月1日以後に行う譲渡資産の譲渡につき適用する。</p>

税目	内容	細目	適用時期
個人所得課税 (所得税・住民税)	IV. 土地・住宅税制 (続)	<p>② 本税額控除の適用対象となる省エネ改修工事のうち省エネ設備の取替え又は取付け工事について、エアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率の引上げに伴い、当該工事の対象設備となるエアコンディショナーの省エネルギー基準達成率を107%以上(現行:114%以上)に変更する。</p> <p>8. 認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除 適用対象者の合計所得金額要件を2,000万円以下(現行:3,000万円以下)に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。</p>	
	V. 租税特別措置等	<p>1. 公益法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除制度 次の措置を講ずる。</p> <p>① 適用対象となる学校法人又は準学校法人(以下「学校法人等」という。)の年平均の判定基準寄附者数等により判定する要件(いわゆるパブリック・サポート・テストの絶対値要件)について、学校法人等が次に掲げる要件を満たす場合には、その直前に終了した事業年度が令和6年4月1日から令和11年4月1日までの間に開始した事業年度である場合の実績判定期間を2年(現行:5年)とするとともに、判定基準寄附者数及びその判定基準寄附者に係る寄附金の額の要件を、各事業年度(現行:年平均)の判定基準寄附者数が100人以上であること及び当該寄附金の額の各事業年度(現行:年平均)の金額が30万円以上であることとする。</p> <p>イ. 当該学校法人等の直前に終了した事業年度終了の日以前2年内に終了した各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日から起算して5年前の日以後に、所轄庁から特例の適用対象であることを証する書類が発行されていないこと。</p> <p>ロ. 私立学校法に規定する事業に関する中期的計画その他これに準ずる計画であつて、当該学校法人等の経営改善に資するものを作成していること。 (注)上記の各事業年度の判定基準寄附者数に係る要件については、現行の学校法人等の設置する学校等の定員の合計数が5千人に満たない事業年度に係る緩和措置及び学校法人等の公益目的事業費用等の額の合計額が1億円に満たない事業年度に係る緩和措置と同様の措置を講ずる。</p> <p>② 国立大学法人、公立大学法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構に対する寄附金のうち、適用対象となるその寄附金が学生等に対する修学の支援のための事業に充てられることが確実であるものの寄附金の使途に係る要件について、その使途の対象となる各法人の行う事業の範囲に、次に掲げる事業を加える。</p> <p>イ. 障害のある学生等に対して、個々の学生等の障害の状態に応じた合理的な配慮を提供するために必要な事業 (注)「事業」については、経済的理由により修学が困難な学生等を対象とする事業であることとの要件を適用しない。</p> <p>ロ. 外国人留学生と日本人学生が共同生活を営む寄宿舎の寄宿料減額を目的として次に掲げる費用の一部を負担する事業 (a) 当該寄宿舎の整備を行う場合における施設整備費 (b) 民間賃貸住宅等を借り上げて当該寄宿舎として運営を行う場合における賃料</p>	
	VI. その他	<p>1. 支払調書等のe-Taxによる提出義務制度 支払調書等の電子情報処理組織(e-Tax)を使用する方法等による提出義務制度について、提出義務の対象となるかどうかの判定基準となるその年の前々年に提出すべきであった支払調書等の枚数を30枚以上(現行:100枚以上)に引き下げる。</p> <p>2. 所得税法及び租税特別措置法等の規定による本人確認の方法 所得税法及び租税特別措置法等の規定による本人確認の方法について、次の措置を講ずる。</p> <p>① 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、国内に住所を有しない個人で個人番号を有するものに係る個人番号を証する書類の範囲に個人番号カードを加えるとともに、その個人番号を証する書類の範囲から還付された個人番号カードを除外する。</p> <p>② 健康保険法等の改正に伴い、本人確認書類の範囲に、健康保険法に規定する被保険者の資格の確認に必要な書面等を加える。</p>	<p>※令和9年1月1日以後に提出すべき支払調書等につき適用する</p>

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
個人所得課税 (所得税・住民税)	Ⅵ その他 (続)	<p>3. 税務署長に提出する書類等</p> <p>① 次に掲げる書類の全ての書式について、国税庁長官が必要ある場合に、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができるようにするための所要の整備を行う。</p> <p>イ. 障害者等に対する少額貯蓄非課税制度に係る申告書 ロ. 源泉所得税の徴収高計算書 ハ. 調書、源泉徴収票、計算書及び報告書</p> <p>ニ. 勤労者財産形成住宅(年金)貯蓄非課税制度に係る申告書</p> <p>② 国税庁長官は、上記①イからニまでに掲げる書類の書式について所要の事項を付記し、又は一部の事項を削る場合において、当該書類について必要があるときは、日本産業規格に定める用紙の大きさに変更することができることとする。</p> <p>4. 公益信託制度改革による新たな公益信託制度の創設に伴う所要の措置</p> <p>① 公益信託の信託財産につき生ずる所得(貸付信託の受益権の収益の分配に係るものにあつては、当該受益権が当該公益信託の信託財産に引き続き属していた期間に対応する部分の額に限る。)については、所得税を課さないこととする。</p> <p>② 公益信託の受託者(個人に限る。)に対する贈与等により、居住者の有する譲渡所得の基因となる資産等の移転があつた場合には、当該居住者に対し、その贈与等によるみなし譲渡課税を適用することとする。</p> <p>③ 公益信託の委託者がその有する資産を信託した場合には、当該資産を信託した時において、当該委託者から当該公益信託の受託者に対して贈与等により当該資産の移転が行われたものとして、当該委託者に対しその贈与等によるみなし譲渡課税を適用することとする。</p> <p>④ 公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金(出資に関する信託事務に充てられることが明らかなものを除く。)について、特定公益増進法人に対する寄附金と同様に、寄附金控除の対象とする。</p> <p>⑤ 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税措置について、次の措置を講ずる。</p> <p>イ. 適用対象となる公益法人等の範囲に、公益信託の受託者(非居住者及び外国法人に該当するものを除く。)を加える。</p> <p>ロ. 非課税承認を受けた財産を有する公益信託の受託者が、その任務の終了等により、当該財産を当該公益信託に係る信託事務の引継ぎを受けた受託者に移転しようとする場合において、当該財産の移転に関する届出書を提出したときは、本非課税措置を継続適用できることとする。</p> <p>(注)上記ロの措置は、当該任務の終了等に係る事由により国税庁長官の非課税承認を取り消すことができる場合には適用しない。</p> <p>ハ. 非課税承認を受けた財産を有する公益信託の受託者が公益信託の終了により、当該財産を他の公益法人等(当該公益信託に係る帰属権利者となるべき者に限る。)に移転しようとする場合において、当該財産の移転に関する届出書を提出したときは、本非課税措置を継続適用できることとする。</p> <p>(注)上記ハの措置は、当該公益信託の終了に係る事由により国税庁長官の非課税承認を取り消すことができる場合には適用しない。</p>	<p>※令和8年9月1日以後に提出する書類について適用する。</p>
法人課税	Ⅰ 構造的な賃上げの実現	<p>【国 税】</p> <p>1. 給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度</p> <p>(1)全法人向けの措置 次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。</p> <p>① 原則の税額控除率を10%(現行:15%)に引き下げる。</p> <p>② 税額控除率の上乗せ措置を、次の場合の区分に応じそれぞれ次のとおりとする。</p> <p>イ. 継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上である場合 → 税額控除率に5%(注)を加算する。 (注)増加割合が5%以上である場合には10%とし、増加割合が7%以上である場合には15%とする。</p> <p>ロ. 教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が10%以上、かつ、教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上である場合 → 税額控除率に5%を加算する。</p> <p>ハ. プラチナくるみん認定又はプラチナえるぼし認定を受けている場合 → 税額控除率に5%を加算する。</p>	<p>☆所得税についても同様とする。</p> <p>◆資料11頁参照</p>

税 目	内容	細 目	適用時期
法人課税	I. 構造的な賃上げの実現（続）	<p>③ 本措置の適用を受けるために「給与等の支給額の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項」を公表しなければならない者に、常時使用する従業員の数が2,000人を超えるものを加える。</p> <p>④ 本措置の適用を受けるために公表すべき「給与等の支給額の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項」における取引先に消費税の免税事業者が含まれることを明確化する。</p> <p>(2) 従業員の数が2千人以下である法人向けの措置 青色申告書を提出する法人で常時使用する従業員の数が2千人以下であるもの（その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の常時使用する従業員数の合計数が1万人を超えるものを除く。）が、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が3%以上であるときは、控除対象雇用者給与等支給増加額の10%の税額控除ができる措置を加える。この場合において、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上であるときは、税額控除率に15%を加算し、教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が10%以上であり、かつ、教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上であるときは、税額控除率に5%を加算し、当期がプラチナくるみん認定若しくはプラチナえるぼし認定を受けている事業年度又はえるぼし認定（3段階目）を受けた事業年度であるときは、税額控除率に5%を加算する。ただし、控除税額は、当期の法人税額の20%を上限とする。</p> <p>（注）資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合には、給与等の支給額の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項をインターネットを利用する方法により公表したことを経済産業大臣に届け出ている場合に限り、適用があるものとする。</p> <p>(3) 中小企業向けの措置 次の見直しを行い、控除限度超過額は5年間の繰越しができることとした上、その適用期限を3年延長する。</p> <p>① 教育訓練費に係る税額控除率の上乗せ措置について、教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が5%以上であり、かつ、教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上である場合に税額控除率に10%を加算する措置とする。</p> <p>② 当期がプラチナくるみん認定若しくはプラチナえるぼし認定を受けている事業年度又はくるみん認定若しくはえるぼし認定（2段階目以上）を受けた事業年度である場合に税額控除率に5%を加算する措置を加える。</p> <p>（注）繰越税額控除制度は、繰越税額控除をする事業年度において雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額を超える場合に限り適用できることとする。</p> <p>(4) その他 給与等の支給額から控除する「給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額」に看護職員処遇改善評価料及び介護職員処遇改善加算その他の役務の提供の対価の額が含まれないこととするほか、所要の措置を講ずる。</p> <p>2. 大企業向け特定税額控除規定不適用措置の見直し 大企業につき研究開発税制その他生産性の向上に関連する税額控除の規定（特定税額控除規定）を適用できないこととする措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。</p> <p>① 資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数千人以上である場合及び前事業年度の所得金額が0を超える一定の場合のいずれにも該当する場合における要件の上乗せ措置について次の見直しを行う。</p> <p>イ. 本措置の対象に、常時使用する従業員の数2,000人を超える場合及び前事業年度の所得の金額が零を超える一定の場合のいずれにも該当する場合を加える。</p> <p>ロ. 国内設備投資額に係る要件を、国内設備投資額が当期償却費総額の40%（現行：30%）を超えることとする。</p> <p>② 継続雇用者給与等支給額に係る要件を判定する場合に給与等の支給額から控除する「給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額」に看護職員処遇改善評価料及び介護職員処遇改善加算その他の役務の提供の対価の額が含まれないこととする。</p>	<p>☆所得税についても同様とする。</p> <p>◆資料12頁参照</p>

税 目	内容	細 目	適用時期
法人課税	I. 構造的な賃上げの実現（続）	<p>【地方税】</p> <p>1. 給与等支給額が増加した場合の付加価値割の課税標準からの控除制度</p> <p>① 法人が令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が3%以上である等の要件を満たすときは、控除対象雇用者給与等支給増加額を付加価値割の課税標準から控除できることとする。</p> <p>② 中小企業者等が令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、雇用者給与等支給額の比較雇用者給与等支給額に対する増加割合が1.5%以上である等の要件を満たすときは、控除対象雇用者給与等支給増加額を付加価値割の課税標準から控除できることとする。</p> <p>（注）雇用安定控除との調整等所要の措置を講ずる。</p> <p>2. その他</p> <p>国税1.の見直し及び延長に伴い、税額控除制度を中小企業者等に係る法人住民税に適用する。</p>	
	II. 生産性向上・供給力強化に向けた国内投資の促進	<p>1. 戦略分野国内生産促進税制の創設</p> <p>産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人で同法の改正法の施行の日から令和9年3月31日までの間にされた産業競争力強化法の事業適応計画の認定に係る同法の認定事業適応事業者であるものが、その事業適応計画に記載された産業競争力基盤強化商品の生産をするための設備の新設又は増設をする場合において、その新設又は増設に係る機械その他の減価償却資産（以下「産業競争力基盤強化商品生産用資産」という。）の取得等をして、国内にある事業の用に供したときは、その認定の日以後10年以内（以下「対象期間」という。）の日を含む各事業年度において、その産業競争力基盤強化商品生産用資産により生産された産業競争力基盤強化商品のうちその事業年度の対象期間において販売されたものの数量等に応じた金額とその産業競争力基盤強化商品生産用資産の取得価額を基礎とした金額（既に本制度の税額控除の対象となった金額を除く。）とのうちいずれか少ない金額の税額控除ができることとする。ただし、控除税額は、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の税額控除制度による控除税額及びカーボンニュートラルに向けた投資促進税制の税額控除制度による控除税額との合計で当期の法人税額の40%（半導体生産用資産にあつては20%）を上限とし、控除限度超過額は4年間（半導体生産用資産にあつては3年間）の繰越しができる。</p> <p>※「産業競争力基盤強化商品」、「産業競争力基盤強化商品生産用資産の取得価額を基礎とした金額」、その他の詳細は省略</p> <p>2. イノベーションボックス税制の創設</p> <p>青色申告書を提出する法人が、令和7年4月1日から令和14年3月31日までの間に開始する各事業年度において居住者若しくは内国法人に対する特定特許権等の譲渡又は他の者に対する特定特許権等の貸付け（以下「特許権譲渡等取引」という。）を行った場合には、次の金額のうちいずれか少ない金額の30%に相当する金額は、その事業年度において損金算入できることとする。</p> <p>① その事業年度において行った特許権譲渡等取引ごとに、次のイの金額に次のロの金額のうち次のハの金額の占める割合を乗じた金額を合計した金額</p> <p>イ. その特許権譲渡等取引に係る所得の金額</p> <p>ロ. 当期及び前期以前（令和7年4月1日以後に開始する事業年度に限る。）において生じた研究開発費の額のうち、その特許権譲渡等取引に係る特定特許権等に直接関連する研究開発に係る金額の合計額</p> <p>ハ. 上記ロの金額に含まれる適格研究開発費の額の合計額</p> <p>② 当期の所得の金額</p> <p>（注1）「特定特許権等」とは、令和6年4月1日以後に取得・製作をした特許権及び人工知能関連技術を活用したプログラムの著作権で一定のものをいう。</p> <p>（注2）「研究開発費の額」とは、研究開発費等に係る会計基準における研究開発費の額に一定の調整を加えた金額をいう。</p> <p>（注3）「適格研究開発費の額」とは、研究開発費の額のうち特定特許権等の取得費及び支払ライセンス料、国外関連者に対する委託試験研究費並びに国外事業所等を通じて行う事業に係る研究開発費の額以外のものをいう。</p> <p>③ その他の詳細は省略</p>	<p>☆左記、税額控除制度は法人住民税に適用しないこととする。</p> <p>☆左記、税額控除の新設に伴い法人住民税及び法人事業税につき国税の取扱いに準じて所要の措置を講ずる。</p> <p>◆資料13頁～14頁参照</p>

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
法人課税	Ⅱ. 生産性向上・供給力強化に向けた国内投資の促進（続）	<p>3. 試験研究を行った場合の税額控除制度（研究開発税制）の見直し</p> <p>① 制度の対象となる試験研究費の額から、内国法人の国外事業所等を通じて行う事業に係る試験研究費の額を除外する。</p> <p>② 一般試験研究費の額に係る税額控除制度について、令和8年4月1日以後に開始する事業年度で増減試験研究費割合が零に満たない事業年度につき、税額控除率を見直すとともに税額控除率の下限（現行：1%）を撤廃する。 ※ 見直し税額控除率・・・省略</p> <p>4. 市場暗号資産に該当する暗号資産の期末評価</p> <p>法人が有する市場暗号資産に該当する暗号資産で、譲渡についての制限その他の条件が付されている暗号資産の期末における評価額は、次のいずれかの評価方法のうちその法人が選定した評価方法（自己の発行する暗号資産でその発行の時から継続して保有するものにあつては、次の①の評価方法）により計算した金額とするほか、所要の措置を講ずる。</p> <p>① 原価法 ② 時価法</p> <p>（注）上記の評価方法は、譲渡についての制限その他の条件が付されている暗号資産の種類ごとに選定し、その暗号資産を取得した日の属する事業年度に係る確定申告書の提出期限までに納税地の所轄税務署長に届け出なければならないこととする。なお、評価方法を選定しなかった場合には、上記①の原価法により計算した金額をその暗号資産の期末における評価額とする。</p>	<p>☆所得税についても同様とする。</p>
	Ⅲ. 地域・中小企業の活性化	<p>【国 税】</p> <p>1. 中小企業事業再編投資損失準備金制度 所要の措置を講じた上、その適用期間を3年延長する。</p> <p>2. 交際費等の損金不算入制度 次の措置を講じた上、その適用期限を3年延長する。</p> <p>① 損金不算入となる交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準を1人当たり10,000円（現行：5,000円）以下に引き上げる。 ② 接待飲食費に係る損金算入の特例及び中小法人に係る損金算入の特例の適用期限を3年延長する。</p> <p>【地方税】</p> <p>1. 外形標準課税</p> <p>(1) 減資への対応</p> <p>① 外形標準課税の対象法人について、現行基準（資本金又は出資金（以下単に「資本金」という。）1億円超）を維持する。ただし、当分の間、当該事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であつて、当該事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金（これに類するものを含む。以下単に「資本剰余金」という。）の合計額（以下「資本金と資本剰余金の合計額」という。）が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。</p> <p>② 施行日以後最初に開始する事業年度については、上記①にかかわらず、公布日を含む事業年度の前事業年度（公布日の前日に資本金が1億円以下となっていた場合には、公布日以後最初に終了する事業年度）に外形標準課税の対象であった法人であつて、当該施行日以後最初に開始する事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。</p> <p>(2) 100%子法人等への対応</p> <p>① 資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人（注1）又は相互会社・外国相互会社（「特定法人」）の100%子法人等（注2）のうち、当該事業年度末日の資本金が1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額（注3）が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。</p> <p>（注1）当該法人が非課税又は所得割のみで課税される法人等である場合を除く。 （注2）特定法人との間に当該特定法人による法人税法に規定する完全支配関係がある法人及び100%グループ内の複数の特定法人に発行済株式等の全部を保有されている法人をいう。 （注3）公布日以後に、当該100%子法人等がその100%親法人等に対して資本剰余金から配当を行った場合においては、当該配当に相当する額を加算した金額とする。</p>	<p>※①の改正は令和6年4月1日以後に支出する飲食費につき適用 ◆資料15頁参照</p> <p>※令和7年4月1日に施行し、同日以後に開始する事業年度から適用する。 ◆資料16頁、17頁参照</p> <p>※令和8年4月1日に施行し、同日以後に開始する事業年度から適用する。 ◆資料16頁、18頁参照</p>

税目	内容	細目	適用時期
法人課税	Ⅱ. 地域・中小企業の活性化（続）	② 上記①により、新たに外形標準課税の対象となる法人について、外形標準課税の対象となったことにより、従来の課税方式で計算した税額を超えることとなる額のうち、次に定める額を、当該事業年度に係る法人事業税額から控除する措置を講ずる。 イ. 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度 → 当該超える額に3分の2の割合を乗じた額 ロ. 令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する事業年度 → 当該超える額に3分の1の割合を乗じた額	
	Ⅲ. 円滑・適正な納税のための環境整備	1. 現物出資の見直し ① 内国法人が外国法人の本店等に無形資産等の移転を行う現物出資について、適格現物出資の対象から除外する。 ② 適格現物出資への該当性の判定に際し、現物出資により移転する資産等（国内不動産等を除く。）の内外判定は、内国法人の本店等若しくは外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係る資産等又は内国法人の国外事業所等若しくは外国法人の本店等を通じて行う事業に係る資産等のいずれに該当するかによることとする。 2. 第二次納税義務者として納入したことにより生じた損失の損金不算入 法人が偽りその他不正の行為により、国税若しくは地方税を免れ、又は国税若しくは地方税の還付を受けた他の法人の役員等である場合において、その役員等である法人が第二次納税義務者としてその偽りその他不正の行為により免れ、又は還付を受けた国税又は地方税を納付し、又は納入したときは、その納付し、又は納入したことにより生じた損失の額は、損金算入しないこととする。	※令和6年10月1日以後に行われる現物出資につき適用する。
	Ⅳ. その他の租税特別措置等	1. 欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用措置 中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用措置について、その適用期限を2年延長するとともに、対象から銀行等保有株式取得機構の欠損金額を除外する措置の適用期限を2年延長する。 2. 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例 独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う中小企業倒産防止共済事業に係る措置について、中小企業倒産防止共済法の共済契約の解除があった後同法の共済契約を締結した場合には、その解除の日から同日以後2年を経過する日までの間に支出する当該共済契約に係る掛金については、本特例の適用ができないこととする。 3. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例 対象法人から電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により法人税の確定申告書等に記載すべきものとされる事項を提供しなければならない法人（注）のうち常時使用する従業員の数が300人を超えるものを除外した上、その適用期限を2年延長する。 （注） 特定法人である内国法人は電子申告の義務化されており、特定法人とは、次の法人をいう。 ① 事業年度開始時における資本金又は出資金が1億円を超える法人 ② 相互会社、③ 投資法人、④ 特定目的会社	※令和6年10月1日以後の共済契約の解除について適用する。 ☆所得税についても同様とする。 ◆資料19頁参照
資産課税	Ⅰ. 固定資産税等の負担調整措置	1. 土地に係る固定資産税の負担調整措置 ① 宅地等及び農地の負担調整措置については、令和6年度から令和8年度までの間、商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、現行の負担調整措置の仕組みを継続する。 ② 据置年度において簡易な方法により価格の下落修正ができる特例措置を継続する。 ③ その他所要の措置を講ずる。 2. 土地に係る都市計画税の負担調整措置 固定資産税の改正に伴う所要の改正を行う。	

税目	内容	細目	適用時期
資産課税	Ⅱ. 租税特別措置等	<p>1. 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置</p> <p>① 適用期限を3年延長する。</p> <p>② 非課税限度額の上乗せ措置の適用対象となるエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋の要件について、住宅用家屋の新築又は建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得をする場合にあっては、当該住宅用家屋の省エネ性能が断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6以上（現行：断熱等性能等級4以上又は一次エネルギー消費量等級4以上）であることとする。</p> <p>（注）令和6年1月1日以後に住宅取得等資金の贈与を受けて住宅用家屋の新築又は建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得をする場合において、当該住宅用家屋の省エネ性能が断熱等性能等級4以上又は一次エネルギー消費量等級4以上であり、かつ、当該住宅用家屋が所定のものに該当するものであるときは、当該住宅用家屋をエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋とみなす。</p> <p>2. 特定贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度適用期限を3年延長する。</p> <p>3. 個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度 個人事業承継計画の提出期限を2年延長する。</p> <p>4. 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度 特例承継計画の提出期限を2年延長する。</p> <p>5. 不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置 適用期限を3年延長する。</p> <p>6. 新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置・・・適用期限を2年延長する。</p> <p>7. 宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準 課税標準を価格の2分の1とする特例措置の適用期限を3年延長する。</p> <p>8. 住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の標準税率の特例 本則4%を3%とする特例措置の適用期限を3年延長する。</p>	<p>※令和6年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用する。</p> <p>◆資料20頁、21頁参照</p>
	Ⅲ. その他	<p>1. 公益信託制度改革による新たな公益信託制度の創設に伴う措置</p> <p>① 公益信託の信託財産とするために相続財産を抛出した場合について、相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税制度の対象とするほか、所要の措置を講ずる。</p> <p>② 公益信託から給付を受ける財産については、その信託の目的にかかわらず贈与税を非課税とする。</p> <p>2. 税務署長に提出する書類に係る措置</p> <p>国税庁長官は、次に掲げる書類の書式について必要がある場合には、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができることとする。</p> <p>(1) 特定障害者に対する贈与税の非課税制度に係る申告書</p> <p>(2) 相続税法に規定する調書</p>	<p>※令和8年9月1日以後に提出する書類について適用する。</p>
消費課税	Ⅰ. 国外事業者に係る消費税課税の適正化	<p>1. プラットフォーム課税の導入</p> <p>① 国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う電気通信利用役務の提供（事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。以下同じ。）のうち、下記②の指定を受けたプラットフォーム事業者（以下「特定プラットフォーム事業者」という。）を介してその対価を収受するものについては、特定プラットフォーム事業者が行ったものとみなす。</p> <p>② 国税庁長官は、プラットフォーム事業者のその課税期間において上記①の対象となるべき電気通信利用役務の提供に係る対価の額の合計額が50億円を超える場合には、当該プラットフォーム事業者を特定プラットフォーム事業者として指定する。</p> <p>③ 上記②の要件に該当する者は、その課税期間に係る確定申告書の提出期限までに、その旨を国税庁長官に届け出なければならない。</p> <p>④ 特定プラットフォーム事業者は、確定申告書に上記①の対象となる金額等を記載した明細書を添付するものとする。</p>	<p>※令和7年4月1日以後に行われる電気通信利用役務の提供について適用することとし、特定プラットフォーム事業者の指定制度に係る事前の指定及び届出については、所要の経過措置を講ずる。</p> <p>◆資料22頁参照</p>

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
消 費 課 税	I. 国外事業者に係る消費税課税の適正化（続）	<p>⑤ 国税庁長官は、特定プラットフォーム事業者を指定したときは、当該特定プラットフォーム事業者に対してその旨を通知するとともに、当該特定プラットフォーム事業者に係るデジタルプラットフォームの名称等についてインターネットを通じて速やかに公表するものとし、指定を受けた特定プラットフォーム事業者は、上記①の対象となる国外事業者に対してその旨を通知するものとする。</p> <p>2. 事業者免税点制度の特例の見直し</p> <p>① 特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例について、課税売上高に代わり適用可能とされている給与支払額による判定の対象から国外事業者を除外する。</p> <p>② 資本金 1,000 万円以上の新設法人に対する納税義務の免除の特例について、外国法人は基準期間を有する場合であっても、国内における事業の開始時に本特例の適用の判定を行う。</p> <p>③ 資本金 1,000 万円未満の特定新規設立法人に対する納税義務の免除の特例について、本特例の対象となる特定新規設立法人の範囲に、その事業者の国外分を含む収入金額が50億円超である者が直接又は間接に支配する法人を設立した場合のその法人を加えるほか上記②と同様の措置を講ずる。</p> <p>3. 簡易課税制度等の見直し</p> <p>その課税期間の初日において所得税法又は法人税法上の恒久的施設を有しない国外事業者については、簡易課税制度の適用を認めないこととする。また、適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置の適用についても同様とする。</p>	<p>※令和6年 10月 1日以後に開始する課税期間から適用する。</p> <p>※令和6年 10月 1日以後に開始する課税期間から適用する</p>
	II. その他	<p>1. 公益信託制度改革による新たな公益信託制度の創設に伴う措置</p> <p>公益信託の信託財産に係る取引については、その受託者に対し、当該受託者の固有資産に係る取引とは区別して消費税を課税するとともに、特定収入がある場合の仕入控除税額の調整措置の対象とする。</p> <p>2. 適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れに係る経過措置</p> <p>適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置について、一の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの額の合計額がその年又はその事業年度で10億円を超える場合には、その超えた部分の課税仕入れについて、本経過措置の適用を認めないこととする。</p> <p>3. 高額特定資産を取得した場合の事業者免税点制等</p> <p>高額特定資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を制限する措置の対象に、その課税期間において取得した金又は白金の地金等の額の合計額が200万円以上である場合を加える。</p> <p>4. 帳簿のみの保存により仕入税額控除が認められる自動販売機等特例</p> <p>一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除が認められる自動販売機及び自動サービス機による課税仕入れ並びに使用の際に証票が回収される課税仕入れ(3万円未満のものに限る。)については、帳簿への住所等の記載を不要とする。</p> <p>(注) 上記改正の趣旨を踏まえ令和5年10月1日以後に行われる上記課税仕入れに係る帳簿への住所等の記載については、運用上、記載がなくとも改めて求めないものとする。</p> <p>5. 簡易課税制度等における仮払消費税等の取扱いの見直し</p> <p>簡易課税制度又は適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置を適用する事業者が、令和5年10月1日以後に国内において行う課税仕入れについて、税抜経理方式を適用した場合の仮払消費税等として計上する金額につき、継続適用を条件として当該課税仕入れに係る支払対価の額に110分の10(軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には、108分の8)を乗じた金額とすることが認められることを明確化するほか、消費税に係る経理処理方法について所要の見直しを行う。</p> <p>6. 消費税の不正受還付犯の対象追加</p> <p>消費税の不正受還付犯(未遂犯を含む。)の対象に、偽りその他不正の行為による更正の請求に基づく還付を加える。</p>	<p>※令和6年 10月 1日以後に開始する課税期間から適用する。</p> <p>※令和6年4月1日以後に行う取引について適用する。</p> <p>※法律公布日から起算して10日を経過した日以後にした違反行為につき適用</p>

税目	内容	細目	適用時期
国際課税	I. グローバル・ミニマム課税の見直し	<p>(1) 構成会社等がその所在地国において一定の要件を満たす自国内最低課税額に係る税を課することとされている場合には、その所在地国に係るグループ国際最低課税額を零とする適用免除基準を設ける。</p> <p>(2) 無国籍構成会社等が自国内最低課税額に係る税を課されている場合には、グループ国際最低課税額の計算においてその税の額を控除する。</p> <p>(3) 個別計算所得等の金額から除外される一定の所有持分の時価評価損益等について、特定多国籍企業グループ等に係る国又は地域単位の選択により、個別計算所得等の金額に含める。</p> <p>(4) 導管会社等に対する所有持分を有することにより適用を受けることができる税額控除の額(一定の要件を満たすものに限る。)について、特定多国籍企業グループ等に係る国又は地域単位の選択により、調整後対象租税額に加算する。</p> <p>(5) 特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供制度について、特定多国籍企業グループ等報告事項等を、提供義務者の区分に応じて必要な事項等に見直す。</p> <p>(6) 外国税額控除について所要の見直しを行う。</p>	
	II. 外国子会社合算税制等の見直し	<p>【国税】</p> <p>(1) 内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例(いわゆる「外国子会社合算税制」)におけるペーパー・カンパニー特例に係る収入割合要件について、外国関係会社の事業年度に係る収入等がない場合には、その事業年度における収入割合要件の判定を不要とする。</p> <p>(2) 居住者に係る外国子会社合算税制及び特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例等の関連制度につき、上記(1)と同様の見直しを行う。</p> <p>【地方税】</p> <p>個人住民税、法人住民税及び事業税について、内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例(いわゆる「外国子会社合算税制」)等の見直しに関する国税の取扱いに準じて所要の措置を講ずる。</p>	
	III. その他	<p>1. 過大支払利子税制</p> <p>対象純支払利子等に係る課税の特例(いわゆる「過大支払利子税制」)の適用により損金不算入とされた金額(以下「超過利子額」という。)の損金算入制度について、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に開始した事業年度に係る超過利子額の繰越期間を10年(原則:7年)に延長する。</p> <p>2. 子会社株式簿価減額特例</p> <p>子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避を防止するための措置(子会社株式簿価減額特例)によりその有する子法人の株式等の帳簿価額から引き下げる金額の計算を行う場合に、その子法人から受ける対象配当金額のうち特定支配関係発生日以後の利益剰余金の額から支払われたものと認められる部分の金額を除外することができる特例計算について、特定支配関係発生日の属する事業年度内に受けた対象配当金額(その特定支配関係発生日後に受けるものに限る。)についても、その特例計算の適用を受けることができることとする。</p>	
納税環境整備	I. GビズIDとの連携	<p>○ GビズIDとの連携による e-Tax の利便性の向上</p> <p>所要の法令改正等を前提に、法人が、GビズID(法人共通認証基盤)(一定の認証レベルを有するものに限る。)を入力して、電子情報処理組織を使用する方法(e-Tax)により申請等又は国税の納付を行う場合には、その申請等を行う際の識別符号及び暗証符号の入力、電子署名並びにその電子署名に係る電子証明書の送信又はその国税の納付を行う際の識別符号及び暗証符号の入力を要しないこととする。</p>	
	II. 処分通知等の拡充	<p>○ 処分通知等の電子交付の拡充</p> <p>電子情報処理組織を使用する方法(e-Tax)により行うことができる処分通知等について、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 法令上、全ての処分通知等について電子情報処理組織を使用する方法(e-Tax)により行うことができることとする。</p> <p>(2) 電子情報処理組織を使用する方法(e-Tax)により処分通知等を受ける旨の同意について、処分通知等に係る申請等に併せて行う方式を廃止し、あらかじめ、メールアドレスを登録して、その同意を行う方式とする。</p>	※令和8年9月24日から施行する。

税目	内容	細目	適用時期
納税環境整備	Ⅲ 重加算税制度の整備	<p>○ 隠蔽し、又は仮装された事実に基づき更正請求書を提出していた場合の重加算税制度の整備</p> <p>過少申告加算税又は無申告加算税に代えて課される重加算税の適用対象に、隠蔽し又は仮装された事実に基づき更正請求書を提出していた場合を加える。</p> <p>（注）偽りその他不正の行為により国税を免れた場合等に、延滞税の計算期間から一定の期間を控除する特例（除算期間）が不適用となる措置について、隠蔽し又は仮装された事実に基づき更正請求書を提出していた一定の場合が対象となることを明確化する運用上の対応を行う。</p>	<p>※令和7年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用する。</p>
	Ⅳ 第二次納税義務の整備	<p>○ 偽りその他不正の行為により国税を免れた株式会社の役員等の第二次納税義務の整備</p> <p>偽りその他不正の行為により国税を免れ、又は国税の還付を受けた株式会社、合資会社又は合同会社がある場合において、徴収不足であると認められるときは、その偽りその他不正の行為をしたその株式会社の役員又はその合資会社若しくは合同会社の業務を執行する有限責任社員（その役員等を判定の基礎となる株主等として選定した場合にその株式会社、合資会社又は合同会社が被支配会社に該当する場合におけるその役員等に限る。）は、その偽りその他不正の行為により免れ、若しくは還付を受けた国税の額又はその株式会社、合資会社若しくは合同会社の財産のうち、その役員等が移転を受けたもの及びその役員等が移転をしたもの（通常の取引の条件に従って行われたと認められる一定の取引として移転をしたものを除く。）の価額のいずれか低い額を限度として、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負うこととする。</p> <p>（注）上記の「被支配会社」とは、1株主グループの所有株式数が会社の発行済株式の50%を超える場合等におけるその会社をいう。</p>	<p>※令和7年1月1日以後に滞納となった一定の国税について適用する。</p>
	Ⅴ その他	<p>1. 税務代理権限証書等の様式の整備</p> <p>税務代理権限証書、申告書の作成に関する計算事項等記載書面及び申告書に関する審査事項等記載書面の様式について、国税庁長官が必要ある場合に、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができることとするほか、「所属税理士会等」の欄の記載事項の簡素化を行う。</p> <p>2. 個人番号を利用した税理士の登録事務等の利便性の向上</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の改正に伴い、次の見直しを行う。</p> <p>① 税理士の登録事項について、個人番号を加えるとともに、その登録事項のうち「本籍」を「本籍地都道府県名」とする。</p> <p>② 税理士の登録申請書について、戸籍抄本及び住民票の写しの添付を要しないこととする。</p> <p>③ 電子情報処理組織を使用する方法により日本税理士会連合会又は税理士会に対して申請等を行う者は、その申請等に関して添付すべきこととされている書面等でその書面等に記載されている事項又は記載すべき事項を入力して送信することができないものについて、書面等による提出に代えて、スキャナによる読み取り等により作成した電磁的記録（いわゆる「イメージデータ」）を送信することにより行うことができることとする。</p> <p>④ 次に掲げる申請書等の様式について、個人番号をその様式に記載するために必要な整備を行う。</p> <p>イ. 税理士試験受験資格認定申請書 ロ. 税理士試験受験願書 ハ. 研究認定申請書 ニ. 税理士試験免除申請書 ホ. 研究認定申請書兼税理士試験免除申請書</p> <p>⑤ 税理士試験に係る受験手数料等について、電子情報処理組織を使用する方法による申請等により国税審議会会長から得た納付情報及び識別符号を入力して、これらを送信することにより納付することができることとする。</p> <p>（注）上記改正はデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日から施行することとし、上記②の改正は同日以後に提出する登録申請書について、上記④イ、ニ及びホの改正は同日以後に提出する税理士試験受験資格認定申請書、税理士試験免除申請書又は研究認定申請書兼税理士試験免除申請書について、上記④ロ及びハの改正は同日以後に行う試験実施の日時等の公告に係る税理士試験について、それぞれ適用する。</p>	<p>※令和8年9月1日以後に提出する税務代理権限証書等につき適用する。</p> <p>☆左記改正施行日から令和7年3月31日までの間に提出される税理士の登録申請書につき日本税理士会連合会が税理士登録のため必要があると認める場合には、従前どおり戸籍抄本及び住民票の写しを添付しなければならないこととする経過措置を講ずる。</p>

税目	内容	細目	適用時期
納税環境整備	V. その他 (続)	<p>3. 災害損失欠損金額の繰越控除の適用に係る所要の措置</p> <p>災害が発生した日から6月を経過する日までの間に終了する中間期間において生じた災害損失欠損金額につき当該中間期間に係る仮決算の中間申告書の提出により法人税額の還付を受けた場合における法人住民税の法人税割及び法人事業税の所得割について、次の措置を講ずる。</p> <p>① 当該中間期間の属する事業年度の法人住民税の法人税割の課税標準となる法人税額から当該災害損失欠損金額につき還付を受けた法人税額を控除し、控除しきれない額については翌事業年度以降に控除することとする。</p> <p>② 当該中間期間の属する事業年度の法人事業税の所得の計算上、当該還付を受けた金額の計算の基礎となった災害損失欠損金額に相当する金額は益金算入せず、当該事業年度に生じた欠損金額について、繰越控除制度を適用する。</p>	<p>※令和6年4月1日以後に終了する事業年度から適用する。</p>
関税	I. 暫定税率等の適用期限の延長等	<p>1. 暫定税率等の適用期限の延長等</p> <p>① 令和6年3月31日に適用期限の到来する暫定税率(411品目)及び特別緊急関税制度について、令和7年3月31日まで適用期限の延長を行う。</p> <p>② 加糖調製品(5品目)について、国内産糖への支援の原資となる調整金の拡大のため、暫定税率の引下げを行う。</p> <p>2. その他 (省略)</p>	

税 目	細 目
検 討 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 年金課税については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄・投資商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意するとともに、平成30年度税制改正の公的年金等控除の見直しの考え方や年金制度改革の方向性、諸外国の例も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する。 2. デリバティブ取引に係る金融所得課税の更なる一体化については、意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、総合的に検討する。 3. 小規模企業等に係る税制のあり方については、働き方の多様化を踏まえ、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。 4. いわゆる「老老相続」や相続財産の構成の変化など相続税を取り巻く経済社会の構造変化を踏まえ、納税者の支払能力をよりの確に勘案した物納制度となるよう、延納制度も含め、物納許可限度額の計算方法について早急に検討し結論を得る。 5. 自動車関係諸税の見直しについては、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望を踏まえるとともに、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならぬ。その上で、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行、地域公共交通へのニーズの高まり、CASEに代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。その際、電気自動車等の普及や市場の活性化等の観点から、原因者負担・受益者負担の原則を踏まえ、また、その負担分でモビリティ分野を支え、産業の成長と財政健全化の好循環の形成につなげるため、利用に応じた負担の適正化等に向けた具体的な制度の枠組みについて次のエコカー減税の期限到来時までに検討を進める。また、自動車税については電気自動車等の普及等のカーボンニュートラルに向けた動きを考慮し、税負担の公平性を早期に確保するため、その課税趣旨を適切に踏まえた課税のあり方についてイノベーションへの影響等の多面的な観点も含め、関係者の意見を聴取しつつ検討する。 6. 原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化については、引き続き検討する。 7. 帳簿等の税務関係書類の電子化を推進しつつ、納税者自らによる記帳が適切に行われる環境を整備することは、申告納税制度の下における適正・公平な課税の実現のみならず、経営状態の可視化による経営力の強化、バックオフィスの生産性の向上のためにも重要である。これに鑑み、記帳水準の向上、トレーサビリティ（商品の生産から消費までの過程を追跡すること）の確保を含む帳簿の事後検証可能性の確立の観点から、納税者側での対応可能性や事務負担、必要なコストの低減状況も考慮しつつ、税務上の透明性確保と恩典適用とのバランスも含めて複式簿記による記帳や優良な電子帳簿の普及・一般化のための措置、記帳義務の適正な履行を担保するためのデジタル社会にふさわしい諸制度のあり方やその工程等について更なる検討を早急に行い、結論を得る。その際、取引に係るやり取りから会計・税務までデジタルデータで処理することで、納税者側の事務負担の軽減等及び適正・公平な課税・徴収の実現を図る観点を踏まえることとする。 8. 事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。 9. 電気供給業及びガス供給業に係る収入金額による外形標準課税については、地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、事業環境や競争状況の変化を踏まえて、その課税のあり方について、引き続き検討する。 10. 新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置については社会経済の情勢等を踏まえ、安全安心な住まいの実現など住生活の安定の確保及び向上の促進に向け国として推進すべき住宅政策との整合性を確保する観点から地方税収の安定的な確保を前提に、そのあり方について検討する。